

歯科材料(09) 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材 JMDN70902000

ダイヤジッターボ

【形状・構造及び原理等】(*)

・形状、型式(*)

オーダーナンバー

DT15 340 0015 0



DT16 340 0016 0



DT17 340 0017 0



DT18 340 0018 0



DT19 340 0019 0



DT21 340 0021 0



DT22 340 0022 0



DT24 340 0024 0



DT25 340 0025 0



G150 340 G015 0



G155 340 G015 5



G160 340 G016 0



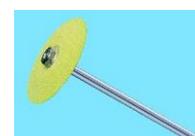
G165 340 G016 5



G170 340 G017 0



G210 340 G021 0



- ・軸部規格：JIS T5504-1 φ2.35mm
- ・切削部(ヘッド)：ダイヤモンド砥粒
- ・軸部(シャンク)：ステンレス鋼
- ・原理：ダイヤモンド粒子をハイブリッド結合させたダイヤポイントで金属、ポーセレン、ハイブリットレジン等の形態修正に使用する。

【使用目的又は効果】(*)

- ・ダイヤモンドを用いる技工用研削材をいう。ポイント、ホイール、ディスク等を含む。

【使用方法等】(*)

- ・ハンドピースに装備、回転させ断続的に被切削物に押し付けて研削する。

【使用上の注意】(*)

- ・ハンドピースメーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ・使用前に回転させて振れがないことを確認すること。
- ・頭部の細い、長い、大きい形状のものは折れたり、曲がったりすることがあるので無理な角度、過度な加圧での使用は避けること。
- ・錆び、損傷、変形(表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは使用しないこと。
- ・目を保護するために保護メガネ等を使用すること。
- ・本製品を使用する際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認知した防塵マスクなどを使用し、粉塵

を吸入しないこと。

- ・本製品により研削した粉塵、破片が目に入らないように注意すること。万一目に入った時には、すぐに流水で洗浄し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】 (*)

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・本製品は歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】 (*)

製造販売業者

株式会社日本歯科商社

製造業者

ブレーデント社(ドイツ)

(英名) bredent GmbH & Co. KG